

「北海道道路啓開計画」について協議します。

～北海道道路啓開計画協議会の開催～

令和6年1月に発生した能登半島地震等を踏まえ、道路啓開の実効性を向上するため、今般改正（令和7年4月16日施行）した道路法（昭和27年法律第180号）第22条の3に基づく「道路啓開計画」の策定に向けて、下記のとおり北海道道路啓開計画協議会を開催します。

記

1. 日時：令和7年8月20日（水）10時00分～
2. 場所：北海道開発局研修センター 2階 第2・3教室
（札幌市東区北6条東12丁目）
3. 議題：①北海道道路啓開計画協議会 規約について
②道路法改正による道路啓開の新たな枠組みについて（概要）
③今後の進め方

[報道関係のみなさまへ]

※会議の傍聴およびカメラ撮りについては、冒頭のみとさせていただきます。（開会挨拶まで）

※取材を希望される場合は、8月19日（火）12時00分までに以下のアドレスへ

【代表者氏名、人数、所属】をご記入のうえ、メールにてご連絡ください。

連絡先メールアドレス：hkd-ky-douroijika-81@gxb.mlit.go.jp

※議事概要等は、後日、北海道開発局HPに掲載します。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
建設部 道路維持課 道路防災対策官 栗山 健作（内線 5389）
建設部 道路維持課 道路防災調整官 新井田勇二（内線 5321）